

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条第八号（同法第十七条において準用する場合を含む。）、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三条第一項及び第四条第一項ただし書、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第二項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項第五号から第七号まで、第五十八条第一項、第八十七条の二第一項、第八十七条の三第一項、第八十八条及び第八十八条の二、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項第二号ニ及び第二項第九号並びに第五条第一項並びに特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(建築基準法施行令の一部改正)

第一条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第十二号中「(同法第五十三条第二項において準用する場合を含む。)」を削り、「並びに第五十三条第一項」を「、第五十三条第一項並びに同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項」に改める。

(道路法施行令の一部改正)

第二条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第一条の五中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同条第二号中「さく」を「柵」に改める。

第一条の六第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項の表第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項、第九十六条第二項の項中「、第九十六条第二項」を削り、同表第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条の項中「第七十

六条」の下に「、第九十六条第二項」を加え、同表第二十五条第一項、第九十条第一項の項中「第九十条第一項」の下に「、第九十六条第二項」を加え、同表第九十四条第五項の項中「又は指定市以外の市」を「、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）」に、「又は指定市である」を「、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である」に改め、同条第二項中「法第十七条第三項」を「法第十七条第四項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項の表第十三条第四項の項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同表第六十四条第一項の項中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十七条第三項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	都道府県の	町村の
第十九条第二項、第十九条	都道府県である	町村である

<p>の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項</p>	<p>第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項</p>	<p>第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項</p>	<p>第九十四条第五項</p>	<p>第九十六条第三項</p>
	<p>都道府県又は</p>	<p>市町村</p>	<p>都道府県である</p>	<p>都道府県が</p>
	<p>町村又は</p>	<p>市町村（町村を除く。）</p>	<p>町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）である</p>	<p>町村が</p>

第四条の二第二項中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改める。

第六条第四項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第二十六条第二項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同条第三項中「から第三項まで」を「、第二項又は第四項」に改める。

第二十八条第二項、第三十条、第三十四条の三第二号及び第三十八条の四第二号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

(建設業法施行令の一部改正)

第三条 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第三号中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は市長」に改める。

(都市公園法施行令の一部改正)

第四条 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第一条 都市公園法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める技術的基準は、次条及び第二条に定めるところによる。

第三条中「都市公園法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第六条の見出しを「（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合

第六条第一項第二号イからハまで以外の部分を次のように改める。

前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を

## 設ける場合

第六条第一項に次の二号を加える。

三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

四 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合

第六条第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第六条に次の三項を加える。

4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第五条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第十八条第一項又は第十九条第一項の許可」を「第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による届出」に改める。



第九条第四号中「若しくは第四項」を削り、同条第五号中「第十八条第一項又は第十九条第一項の許可」を「第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による届出」に改め、同条第六号中「勾配」を「勾配」に改める。

第十五条第一項の表第十八条第一項の項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項の表第八十五条第二項の項及び第八十五条第三項の項中「第十八条第一項の許可」を「第十八条第二項の規定による届出」に改める。

第十八条第一項の表第三十四条の三第二号の項、同条第二項の表第三十四条の三第二号の項及び同条第三項の表第三十四条の三第二号の項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第六条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の七第二項及び第三十九条の四第三項中「市町村又は同法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うもの」を「都道府県、町村又は同条第二項に規定する緑地管理機構」に改める。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第七条 高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十四条の項及び第十三条の表第三十四条の三第二号の項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

(地すべり等防止法施行令の一部改正)

第八条 地すべり等防止法施行令(昭和三十三年政令第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

(下水道法施行令の一部改正)

第九条 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の三中「第七条」を「第七条第一項」に、「第五条の七」を「第五条の六」に改める。

第五条の四を次のように改める。

(雨水吐の構造の技術上の基準)

第五条の四 雨水吐(合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。第五

条の八及び第五条の九において同じ。）で雨水の影響が大きい時に下水の一部を河川その他の公共の水域又は海域に放流するものをいう。以下同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 雨水の影響が大きい時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きい時においては第六条第二項に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるよう、適切な高さの堰せきの設置その他の措置が講ぜられていること。

二 雨水吐からのきよう雑物の流出を最少限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。

第五条の五を削る。

第五条の六第一項中「第五条の四に定めるもののほか、処理施設（」を「処理施設（これを補完する施設を含み、」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同条を第五条の五とする。

第五条の七中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第五条の六とし、同条の次に次の五条を加える。

(公共下水道又は流域下水道の構造の基準)

第五条の七 法第七条第二項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第五条の八 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

一 堅固で耐久力を有する構造とすること。

二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓とつ継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠きよの断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四 暗渠きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠きよの清掃上必要

な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

（処理施設の構造の基準）

第五条の十 第五条の八に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第五条の十一 第五条の六の規定は、前三条の規定の適用について準用する。

第六条第一項第四号中「第五条の六第二項」を「第五条の五第二項」に改める。

第十三条中「ところ」の下に「を参酌して条例で定めるところ」を加える。

第十七条の九の見出し中「技術上の」を削り、同条中「第五条の四、第五条の五」を「第五条の八、第五条の九」に改め、「及び第七号」を削り、「第五条の七」を「第五条の十一」に改め、「に關して必要な技術上」を削る。

第十八条の見出し中「技術上の」を削り、同条中「に關して必要な技術上」を削る。

(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正)

第十条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令及び独立行政法人鉄道建

設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第十一条 次に掲げる政令の規定中「(第五十二条の二第二項(第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項)を「、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項(同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項)に改め、「、第四十三条第三項」を削る。

一 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)第十四条第一項第二号

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)第二十八条第一項第十号

(都市計画法施行令の一部改正)

第十二条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「建築の」を「建築等の」に改める。

第九条第一項第一号を削り、同項第二号中「もの」の下に「(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「もの」の下に「(二以上の市町村の区域にわた



るものに限る。）」を加え、同号を同項第二号とし、同条第二項第一号口中「、車線の数が四以上のもの又は」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「もの」の下に「（国又は都道府県が設置するものに限る。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十四号を削る。

第十条（見出しを含む。）中「小規模な」を「大規模な」に改め、同条各号中「超えない」を「超える」に改める。

第十条の三を第十条の四とし、第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（法第十五条第一項第七号の政令で定める市街地開発事業等予定区域）

第十条の二 法第十五条第一項第七号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものは、法第十二条の二第一項第五号又は第六号に掲げる予定区域とする。

第十九条第二項第一号中「首都圏整備法」の下に「（昭和三十一年法律第八十三号）」を加え、同項第二号中「近畿圏整備法」の下に「（昭和三十八年法律第二百二十九号）」を加え、同項第三号中「中部圏開

発整備法」の下に「（昭和四十一年法律第百二号）」を加える。

第二十一条第六号中「自動車ターミナル法」の下に「（昭和三十四年法律第百三十六号）」を加える。

第三章第二節の節名中「建築」を「建築等」に改める。

第四十二条第二項中「都道府県知事」の下に「若しくは市長」を加え、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第四十五条を削る。

第四十四条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第四十五条とする。

第四十六条中「第八十七条の四第一項」を「第八十七条の三第一項」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 用途地域、特例容積率適用地区又は高層住居誘導地区

（都市再開発法施行令の一部改正）

第十三条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十五の表第六十六条第七項の項中「附加増置」を「付加増置」に改める。

第四十九条中「申請し、又は同項の協議を申し出よう」を「申請しよう」に改める。

第五十一条中「法第七条の四第一項、法第七条の五から第七条の七まで、法第六十条第一項、法第六十一条第一項、法第六十二条第一項及び第二項、法第六十六条、法第九十八条第二項（法第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに」を削る。

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正）

第十四条 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「以上の風致地区」の下に「（二以上の市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域にわたるものに限る。以下同じ。）」を加え、「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域においては、指定都市）」及び「（都の特別区を含む。以下同じ。）」を削る。

第三条第一項中「指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下単に「中核市」

という。)及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下単に「特例市」という。)にあつては、それぞれその長。以下同じ)を「市(都の特別区を含む。以下同じ。)の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という)に改め、同項第七号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第二項中「指定都市、中核市、特例市」を「市」に改め、「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、「市町村。」を「町村。」に、「都道府県知事、」を「都道府県知事等、」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第四条中「都道府県知事又は」を「都道府県知事等又は」に改め、同条第四号ハ(2)中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第五号イ中「地貌」を「地貌」に改め、同条第六号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第八号中「堆積」を「堆積」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。第四条におい

て同じ。）」を加える。

第三条第三項ただし書中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））」を「市」に、「指定都市又は中核市」を「市。次条において同じ。」に改める。

第九条第一項中「、指定都市」を「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。））」に、「、中核市」を「、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。））」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十六条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「申請し、又は同項の協議を申し出よう」を「申請しよう」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正）

第十七条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）の一部を次

のように改正する。

第三条第一項第二号中「及び当該地域の振興を図るための施設の整備に関する事項」を削り、同項に次の一号を加える。

三 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用を図るための施設の整備に関する基本的事項を定める場合にあつては、当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、おおむね次に掲げる施設の整備に関する事項を定めるよう努めること。

イ 生活環境施設

ロ 産業基盤施設

ハ 国土保全施設

ニ スポーツ又はレクリエーションに関する施設

ホ その他地域の振興に寄与する施設

第四条を次のように改める。

第四条 削除

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令(平成四年政令第  
二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の前の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)  
の一部を次のように改正する。

第五十一条中「申請し、又は同項の協議を申し出よう」を「申請しよう」に改める。

第五十九条中「、第百九十一条第一項及び第百九十二条第一項、法第百九十三条において準用する都市  
再開発法第六十二条第一項及び第二項、法第百九十七条、第二百三十三条第二項及び第三項並びに第二  
百八十三条第一項並びに同条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項から第三項まで及び第八  
十二条第一項」を削る。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第二十条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号イ(3)を削り、同号ロ中「もの」の下に「(国又は都道府県が設置するものに限る。)」を加え、同条第二号中「掲げる市街地開発事業」の下に「であつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの」を加える。

第十五条第二号を削り、同条第三号中「もの」の下に「(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。)」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「緑地保全地域」の下に「(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。)」を加え、「以上の」を「以上で、かつ、二以上の市町村の区域にわたる」に改め、同号を同条第三号とする。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令の一部改正)

第二十一条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「―第三十二条」を「・第三十一条」に改める。



第十六条及び第二十四条中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長）」を加える。

第二十六条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条第一項」と、「組合」とあるのは「都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」と、同条第三項中「組合は」とあるのは「都道府県知事等は」と、同条第四項及び第十一条第一項中「組合に」とあるのは「都道府県知事等に」と、第八条第四項、第九条第一項、第十条第二項並びに第十一条第二項及び第三項中「組合」とあるのは「都道府県知事等」と、第八条第八項から第十一項までの規定及び第十条第一項中「理事長」とあるのは「都道府県知事等が指名するその職員」と読み替えるものとする。

第三十条を削る。

第三十一条中「市町村」を「町村」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）

」を加え、同条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とする。

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第二十二條 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第九号中「（同法第五十二條の二第二項（同法第五十七條の三第一項において準用する場合を含む。））、第五十三條第二項」を「、第四十三條第三項、第五十二條の二第二項（同法第五十三條第二項、第五十七條の三第一項）」に改め、「、第四十三條第三項」を削る。

(景観法施行令の一部改正)

第二十三條 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六條第一号中「若しくは第十八條第一項の許可」を「の許可若しくは同法第十八條第二項の規定による届出」に改め、同條第三号中「第四條第一項」を「第五條第一項」に改め、同條第十一号中「若しくは同法第九十六條の二第一項の同意」を削り、「若しくは第八十七條の二第一項」を「、第八十七條の二第一項若しくは第九十六條の二第一項」に改める。

(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第二十四条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政令

第二百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表第三十四条の三第二号の項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二十五条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十

七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「市町村」を「町村」に改め、同条第一項中「市町村(地方自治法(昭和二十二年法

律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項

に規定する中核市を除く。以下同じ。)を「町村」に、「当該市町村」を「当該町村」に改め、同条第

二項から第五項までの規定中「市町村」を「町村」に改める。

(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令の一部改正)

第二十六条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令(平成十九年政令第二百四十九号)の

一部を次のように改正する。

第二条第二号口中「第五条第二項第二号」を「第五条第二項第一号」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「認定市町村」を「認定町村」に改める。

（空港法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十八条 空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第三条第四項」を「附則第三条第五項」に改める。

（内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の一部改正）

第二十九条 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第七号カ中「第五条第二項第三号及び第四号」を「第五条第二項第二号及び第三号」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第十四条の規定の施行の際現に効力を有する都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例（都道府県が定めたものに限る。以下この条において「現条例」という。）は、第十四条の規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、同条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下この条において「新令」という。）で定める基準に従ったものとみなす。ただし、その日以前に、都道府県が新令で定める基準に従った条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち面積が十ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村（都の特別区を含む。以下この条において同じ。）の区域にわたるものに限る。）に係る部分、市町村が新令で定める基準に従った条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち当該市町村の区域における面積が十ヘクタール以上の風致地区に係る部分については、それぞれ当該新令で定める基準に従った条例の施行の日以後は、この限りでない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の項中

「市町村」を「町村」に改める。

## 理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、国土交通省関係政令等の規定の整備等を行う必要があるからである。